

質問項目	質問内容	回答
1	<p>公募要項／5 応募資格／(4)について 「当該指定期間内に当該対象施設の譲渡を受け入れる団体であること。」の記載があるが、譲渡対象は「建物のみ」であり土地は譲渡対象外と解してよいか。</p>	<p>譲渡対象については、建物のみでなく、土地も対象となります。 なお、譲渡に係る条件等については、次期指定期間中に、市と次期指定管理者の双方で協議していくことになります。</p>
2	<p>公募要項／5 応募資格／(4)について 1において譲渡対象が「建物のみ」の場合、指定管理期間終了後の土地に対する使用料の扱いおよびその金額はどのようになるのか。</p>	<p>「1」と同じ。</p>
3	<p>公募要項／5 応募資格／(4)について 建物の譲渡を受ける場合、譲渡前に市による施設および設備の修繕は行われるのか。また、行われる場合その範囲はどの程度か。</p>	<p>「1」と同じ。</p>

質問項目	質問内容	回答
4	<p>公募要項/5 応募資格/(4)について 施設の譲渡を受ける、受けないに関係なく、この指定管理期間をもって施設は廃止されると理解してよいか。</p>	<p>次期指定管理者が譲渡を受け入れる場合は、譲渡後に、現行の通所介護の事業等を行っていただく予定です。</p> <p>次期指定管理者が譲渡を受け入れる予定がないが、当該指定期間内は事業を実施する意向がある場合は、当該指定期間（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）をもって施設を廃止します。</p>
5	<p>公募要項/5 応募資格/(4)について 譲渡を受けた場合、指定期間終了後は、譲渡を受けた団体が事業内容をはじめ建物を自由に扱う（解体・改築等）こととして差支えないか。</p>	<p>譲渡を受けた場合、指定期間終了後は、原則として自由に扱ってもらえますが、以下の2点を条件とする予定です。</p> <p>①一定期間は土地や建物を転売しないこと。 ②一定期間は現行の通所介護の事業等を行うこと。</p>
6	<p>施設・設備の修繕について 現状の施設および設備において、経年の使用により既に不具合が生じている部分も多々見受けられる中、新たな指定管理期間が始まるにあたり、現行の指定管理期間中に修繕の予定はあるのか。</p>	<p>大規模な施設・設備の修繕は予定していません。現行の指定期間中は、リスク分担表に基づき対応する予定です。</p>

質問項目	質問内容	回答
7	<p>施設・設備の修繕について</p> <p>①リスク分担表において、「10 施設や設備の損傷／経年劣化によるもの（修繕等に1件20万円以上の費用を要するもの）※ただし市の予算の範囲内において行うもの」と記載があるが、「当該指定期間をもって施設を廃止する。」とされているものの、指定管理期間中に高額・大型の設備が損傷し、事業に支障をきたす場合は、リスク分担表に従い市が修繕を行うと解してよいか。</p> <p>②仮に、「ただし市の予算の範囲内において行うもの」に該当し、修繕が行えないとなった場合、指定管理期間中の事業終了はあり得るのか。その場合、市から指定管理者に対する損失補償は行われるのか。</p>	<p>①については、「6」と同じです。</p> <p>②については、施設の損傷等が発生した場合の事業継続の可否は指定管理者が判断されるものと考えておりますが、事業終了の場合は指定の取消となります。したがって、指定管理者が指定期間中の事業終了を判断された場合に、市が損失補償をすることはありません。なお、これまでの指定管理者との管理運営に関する協定においても、指定の取消に係る内容について定められています。</p>
8	<p>施設の原状回復について</p> <p>令和4年4月11日付で、当該施設における現状変更について許可を受けているところである。許可内容は、①「中庭の芝生の一部を野菜および花を栽培するため芝生を起す。」②「中庭の北端にある埋め込みの散水栓を1m程度の高さの水道栓（立水栓）に変更する。」の2点である。これらについて、下記の場合の原状回復についてはどのようになるか。</p> <p>新たな指定管理期間をもって施設が廃止されることを踏まえ、</p> <p>1) 新たな指定管理期間について、現在の指定管理者以外の団体が指定を受けられた場合、現行の指定管理期間終了までに原状回復の必要はあるのか。</p> <p>2) 「譲渡を受けない」ことを前提に新たな指定管理期間の指定を受けた場合、指定管理期間終了後に原状回復の必要はあるのか。</p> <p>3) 「譲渡を受ける」ことを前提に新たな指定管理期間の指定を受けた場合、指定管理期間終了後に原状回復の必要はあるのか。</p>	<p>令和4年4月11日付の「管理物件の現状変更について（許可）」では、指定管理者の指定期間が満了し、引き続き指定管理者として指定されなかったときは、原状回復を行っていただくことになっています。</p> <p>ただし、現指定管理者と次期指定管理者との協議により、原状回復を必要しないことで合意された場合はこの限りではありません。</p>